

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第7号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 高岡 優